

奈良県告示第五百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十五年二月奈良県告示第三百一十六号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
山添村箕輪（○○一）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び山添村役場地域振 興課
山添村箕輪（○○二）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び山添村役場地域振 興課
山添村箕輪（○○三）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び山添村役場地域振 興課
山添村箕輪（○○四）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び山添村役場地域振 興課
山添村箕輪（○○五）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び山添村役場地域振 興課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。